

「(仮称)船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子」
に対する意見募集(パブリック・コメント)の実施
について(報告)

令和6年9月26日(木曜日)

市民生活部

目次

1. 意見募集概要.....3~4

1. 政策案等の名称
2. 意見募集の期間
3. 意見募集の趣旨
4. 資料の閲覧方法
5. 意見を提出できる方
6. 意見の提出方法
7. 留意事項
8. 提出・問い合わせ先

2. 条例(案)の骨子.....5~9

1. 条例制定の背景
2. 条例の目的
3. 用語の定義
4. 基本理念
5. 責務及び体制
6. 基本的な支援
7. その他取組
8. スケジュール（予定）

「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例 (案) の骨子」に対する 意見募集 (パブリック・コメント) の実施について

1. 政策案等の名称

(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例 (案) の骨子

2. 意見募集の期間

令和6年10月1日 (火曜日) から令和6年10月31日 (木曜日) まで (必着)

3. 意見募集の趣旨

犯罪被害者等の支援に係る施策を推進するため、「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定するにあたり、条例 (案) の骨子を作成いたしましたので、皆様から御意見を募集いたします。

4. 資料の閲覧方法

資料は、市民安全推進課 (船橋市役所4階)、行政資料室 (船橋市役所11階)、船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)、各出張所 (二和出張所は除く)・連絡所 (津田沼連絡所は除く)、各公民館 (東部公民館、新高根公民館は除く)、各図書館に配架しているほか、市ホームページで閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この条例 (案) に関し利害関係を有する方 (市内で事業を営む方など)

6. 意見の提出方法

(1) オンライン申請システムにより、以下の手順で御提出ください。

- ① 以下のURLまたは右のスマートフォン用コードから、「船橋市オンライン申請・届出サービス」へアクセス

URL: <https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi->

[u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=5535&accessFrom=](https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=5535&accessFrom=)

- ② 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック

※既に当サービスの利用者登録を行っている方は、先にログインすることで登録済みの郵便番号、住所、電話番号を初期表示させることが可能です。



- ③ 利用規約等を御確認の上、「同意する」をクリック
- ④ 各設問に回答を入力し、「確認へ進む」をクリック
- ⑤ 入力内容を確認し、「申込む」をクリックすることで提出完了

※申込完了通知は届きませんので、あらかじめ御了承ください。

- (2) 以下の5点を御記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、「8. 提出・問い合わせ先」まで御提出ください。

- ① 住所（所在地）
- ② 氏名（法人その他団体にあつては、名称及び代表者氏名）
- ③ 電話番号
- ④ 市外の方は、「市内に通勤・通学している」、「この条例案に関し利害関係を有する（市内で事業を営む方など）」どちらか当てはまる方を御記入ください。
- ⑤ 条例（案）の骨子に対する御意見

※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。

(3) 注意事項

- ・御記入いただいた個人情報（住所・氏名・電話番号）は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。
- ・匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

7. 留意事項

- ・提出いただいた御意見の概要は、内容ごとに整理・分類等した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日市ホームページに掲載いたします。
- ・この手続きは、賛否を問うものではありません。
- ・個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

8. 提出・問い合わせ先

市民生活部 市民安全推進課 交通安全係

〒273-8501 船橋市 市民安全推進課（※郵送の際、住所の記入は不要です）

TEL：047-436-2292

FAX：047-436-2299

E-MAIL：shian@city.funabashi.lg.jp

(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子

1. 条例制定の背景

市民の誰しもある日突然犯罪に巻き込まれ、その被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害者、家族又は遺族となった方は、その犯罪等の直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な困難や周囲の偏見、誹謗中傷^{ひぼう}といった二次的被害に直面することが多く、平穏な生活を営むための妨げとなっています。国では、これらの犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行され、千葉県においても令和3年4月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されました。また、令和5年6月には国の犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況に応じ、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするための取組が明確化されました。

そこで、本市においても被害者等に寄り添った支援を行い、市民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「(仮称) 船橋市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2. 条例の目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3. 用語の定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族などをいいます。

(3) 市民等

市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいいます。

(4) 事業者

市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいいます。

4. 基本理念

(1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとします。

(2) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとします。

(3) 犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとします。

(4) 二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとします。

(5) 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとします。

5. 責務及び体制

(1) 市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

(2) 市民等の責務

① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのない

いよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。

- ② 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

- ① 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとします。
- ② 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者求められる手続等について、十分に配慮するよう努めるものとします。
- ③ 市が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 総合的支援体制の整備

関係機関等と連携及び協力し、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとします。

6. 基本的な支援

(1) 相談及び情報の提供等

- ① 犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うものとします。
- ② 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

(2) 経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支援するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、支援を行うものとします。

(3) 安全の確保

犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとします。

(4) 日常生活等の支援

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うこととします。

(5) 居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

(6) 雇用の安定

犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、二次的被害を防止するため、必要な支援を行うものとします。

(7) 法律相談支援

犯罪被害者等が犯罪等の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

(8) 裁判手続支援

犯罪被害者等が、当該犯罪等の被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、必要な支援を行うものとします。

(9) 精神的な被害の回復の支援

犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた影響から回復することができるよう、必要な支援を行うものとします。

7. その他取組

(1) 本市に住所を有しない犯罪等による被害者の支援

本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあった場合には、必要な情報の提供を行うものとします。

(2) 市民等及び事業者の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、必要な施策を行うものとします。

(3) 人材の育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を行うものとします。

(4) 民間支援団体への協力

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るために必要な協力を行うものとします。

(5) 支援を行わないことができる場合

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができます。

(6) 意見等の反映

犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

8. スケジュール（予定）

- ・令和6年10月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和7年 2月 令和7年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和7年 4月 条例施行